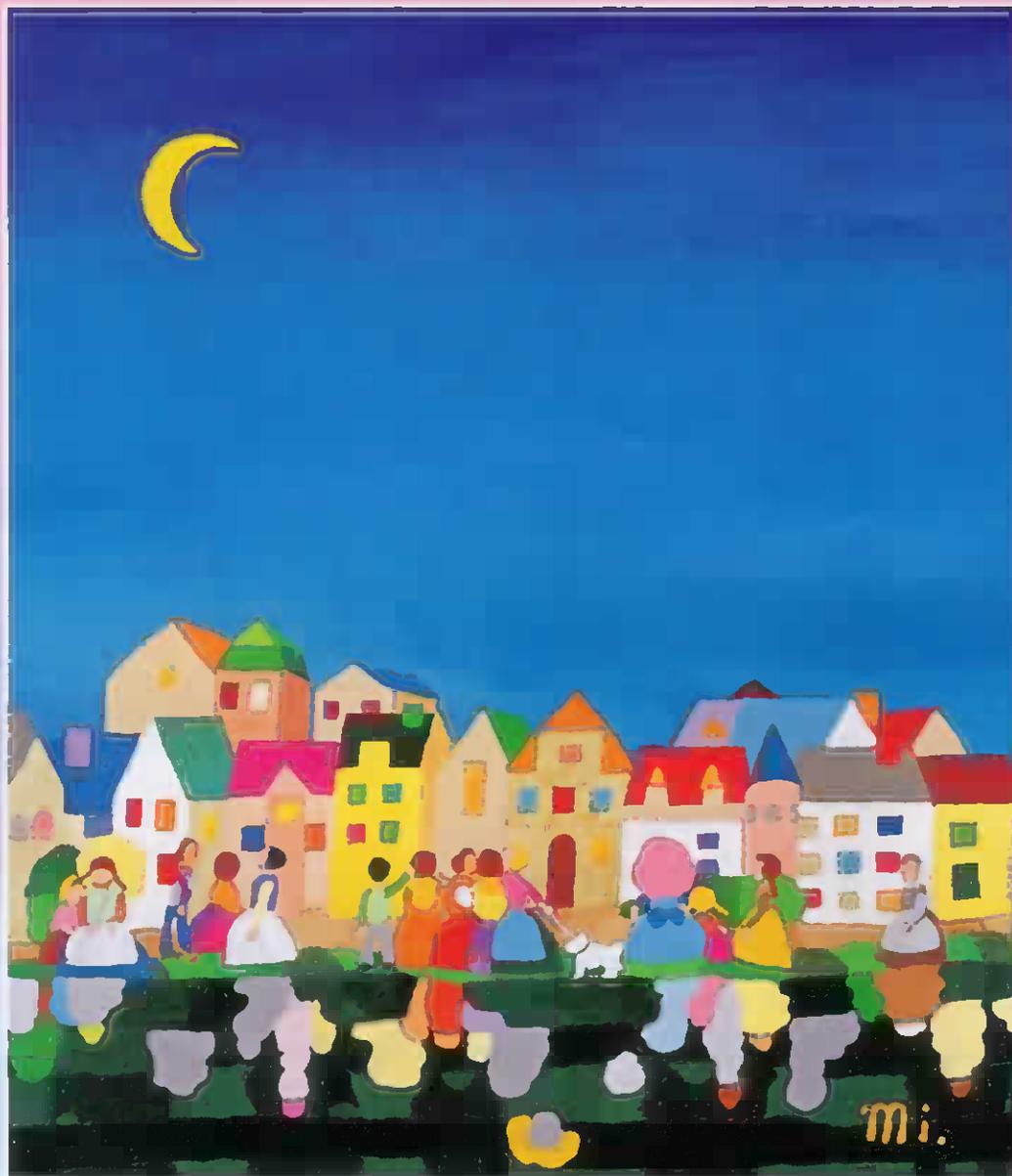


平成30年度

# 「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」

# 歳末たすけあい運動



「心象風景」 葉美紀子 Artbility ※この作品は障害者アーティストによる作品です

つながり さとえあう みんなの地域づくり  
お寄せいただいた募金はこの地域の福祉活動に使われます。詳細は赤い羽根データベース「はねっと」をご覧ください。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

## 歳末たすけあい運動とは

毎年12月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。この運動は、戦後の混乱期に、市民のたすけあいの精神により、生活に困窮する人々に対する物資の持ち寄り運動として始まりました。その後、時代や福祉課題の変化に応じながら、地域での安心・安全な暮らしを支えるための貴重な募金として、様々な取り組みに活用されています。

孤立した高齢者を狙う悪徳商法や、子どもの安全を脅か

す様々な事件。多発する地震などの自然災害。現在、地域の中には、公的なサービスや制度だけでは解決されない問題が山積しています。大都市東京においても、改めて「地域のつながり」を再生させ、身近な地域で支えあう「地域の福祉力」を高めていくことが求められています。歳末たすけあい運動にお寄せいただいた募金は、そのような地域に根差した福祉活動を進めるために、有効に使わせていただきます。

## ◆募金の使いみち

- みなさんからお寄せいただいた募金は、この地域の「見舞金」や「地域福祉活動費」として配分されます。このうち「見舞金」(全体の16%)は、心身障害者(児)や高齢者を自宅で介護されている世帯や、ひとり親、遺児など支援を必要とする世帯へ配分されます。「地域福祉活動費」(全体の84%)は、地域の生活課題に応じて、下記のような取組みに配分されます。

- 地域の縁側として誰もが気軽に集まれる「ふれあい・いきいきサロン」
- 地域に根ざしたボランティア団体や福祉団体の行事や活動への助成
- 小学生の登下校時やひとり暮らし高齢者への「見守り・声かけ活動」
- 災害ボランティア養成講座など、地域住民を対象とした講座や研修会の開催
- 町会・自治会単位など、小地域でのささえあい活動
- 生活上の困りごとを支えるきめ細かな在宅福祉サービスの展開 など

- 平成29年度の東京都全体の配分実績総額は4億9,484万円で、内訳は「地域福祉活動費」が4億1,552万円、「見舞金」が7,932万円でした。区市町村ごとの募金の使いみちは、赤い羽根データベース「はねっと」(<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>)で検索いただけます。



## ◆地域福祉活動費を活用した都内の取組み事例

### ◆小地域福祉活動の推進

(港区社会福祉協議会)

町会等の地域組織や住民グループが主体となり、身近な地域の課題解決に取り組む「小地域福祉活動」。その中の「サロン活動」「声かけ見まもり活動」「みんなの会議」について推進を図っています。活動をこれから始める団体や、既に取り組んでいる団体向けの研修も開催しています。活動の参加者からは「サロンで集まる日がとても楽しみで、心の拠り所になっている」「お互いに気にかけて、地域のことにも関心を持つようになった」などの声が聞かれ、活動を通じた住民同士のつながりにもなっています。

### ◆地域元気ネットワーク事業

(昭島市社会福祉協議会)

社会福祉協議会に登録されたひとり暮らしの70歳以上の方を民生委員・児童委員が年1回定期訪問し、安否確認や、見舞品の配布、市内の福祉情報等の提供、お困り事の相談支援等を行っています。ひとり暮らしの高齢者の状況を把握することで、発災時に備えた災害ボランティアセンターの支援活動の訓練を行ったり、民生委員・児童委員と社会福祉協議会で情報を共有しあい、地域住民の支え合いのネットワークづくりにも役立てられています。

## ◆募金が配分されるまで

### 配分計画・募金目標額の決定(5月)

あらかじめ配分計画を立て、その計画の実施に必要な募金目標額を定めます。

### 募金活動の実施(12月1日~31日)

協力者による各家庭への訪問や、自治会・町会等を通じた募金用封筒の回覧などが行われます。社会福祉協議会の窓口でも募金を受け付けています。

### 募金の配分

「見舞金」は募金年度内の12月~1月に配分されます。「地域福祉活動費」は翌年度の4月に配分され、1年間の取組みに活用されます。

## ◆歳末たすけあい運動に対する寄附金の税制上の優遇措置

共同募金運動の一環である「歳末たすけあい運動」への寄附には、税制上の優遇措置があります。税制上の優遇措置を受けることを希望される場合は、地域の社会福祉協議会にご連絡ください。

### 税制上の優遇措置の内容 ※詳しくは東京都共同募金会までお問合せください。

#### (個人の場合)

所得税の寄附金控除、寄附金税額控除および住民税の寄附金税額控除の対象になります。

#### ○所得税に係わる寄附金控除額(下記1、2のいずれか)

- ①所得控除 寄附金額(年間所得の40%を限度とする額) - 2千円
- ②税額控除 (寄附金額 - 2千円) × 40% = 所得税額からの控除額(所得税額の25%が限度)

※「所得控除」とは、寄附者のその年分(1月~12月)の課税対象となる所得から、該当される額が控除されることをいい、「税額控除」とは、納付すべき税の額から該当する金額が控除されることをいいます。

#### ○住民税に係わる寄附金税額控除額

[寄附金額(年間所得の30%を限度とする額) - 2千円] × 10%

#### (法人の場合)

株式会社などの法人の寄附は、法人税の算出にあたり寄附額を「全額損金」とすることができず。

(お問合せ)

### 社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会

〒196-0015 東京都昭島市昭和町4-7-1

TEL 042-544-0388

### 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

TEL 03-3268-7186

### 社会福祉法人 東京都共同募金会

〒169-0072 新宿区大久保3-10-1 東京都大久保分庁舎201

TEL 03-5292-3181